

## 多度津町農業委員会議事録

令和3年9月17日午前8時54分より午前9時25分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定に基づく契約解除について

報告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
5番委員	横關幹夫
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
9番委員	秋山義充
10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三
12番委員	篠原壽雄
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
6番委員	池田一普
7番委員	村井文数
8番委員	宮武良充

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進委員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	吉田 清司
主任主事	中西 祐太

## 審 議 内 容

- 事務局長 皆さん、おはようございます。  
少し定刻よりも早いですけど、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。  
初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。
- 会長 (挨拶)
- 事務局長 ありがとうございます。  
続きまして、本日の出席状況についてですが、本日は農業委員14人中14人が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会は成立していることをご報告いたします。  
続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。
- 議長 ありがとうございます。  
それでは、早速ですけれども、進行に入らせていただきたいと思います。  
初めに、本日の署名委員さんをご指名させていただきたいと思ます。  
11番の山崎委員さん、12番の篠原委員さん、よろしくお願いたしたいと思ます。  
次に、昨日の小委員会の報告を池田委員さんのほうからお願いをいたしたいと思ます。よろしくお願ひします。
- 池田委員 おはようございます。  
昨日、小委員会を開催しましたので報告します。  
2つの議案については、現地確認はございませんでした。その結果、審議いたしました結果、特に問題はございませんでした。詳細はまた事務局のほうから報告があると思ます。  
以上です。
- 議長 ありがとうございます。  
ただいまの小委員会の報告につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひいたします。特にございませんか。  
(なし の声あり)
- 議長 それでは、議案の審議を行いたいと思ます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借  
解約通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号1番から2番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番の解約理由は労力不足になります。  
備考といたしまして、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解  
約をするものです。番号2番の解約理由は借手の変更になります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第1号の説明がありましたけれども、1番でいつも恒  
例になっておりますけれども、戦前からの小作地を合意解約というこ  
とで、地元の●●委員さんのほうから何か今後のそういったことにつ  
きましての参考になるご意見とございますか、お話がありましたら願  
いしたいんですけど、どうでしょうか。

10番委員

特にありません。

議長

お金が動くとか、そういうのはご存じですか。なかったですか。

10番委員

ないと思う。この辺はこういう小作地というのは少しあるん  
ですが、だんだん解約ができています。

議長

ありがとうございました。

ほかに何かございせんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、議案第1号につきましては、報告案件という  
ことをご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号農地中間管理機構の推進に関する法律第2  
0条の規定に基づく契約解除について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

補足としまして、解除理由は耕作不便になります。こちらは、現  
在、土地所有者と香川県農地機構が貸借をしている農地で、農地機  
構がその使用貸借に係る契約解除を行うことについて農業委員会の意  
見聴取をすることとなっております。

当初は、平成27年12月1日から令和7年11月30日の貸借期  
間で農地機構が土地所有者から農地を借り受け、平成27年12月2  
5日付で農地機構から耕作者への貸借を行っていましたが、作業困

難ということで平成28年2月29日付で耕作者と農地機構の貸借を解約しておりました。その後、農地機構の専門員が借手を探していましたが、相当の期間を経過しても借手が見つからず、今後も当該農地の貸付けを行うことができる見込みがないことから、農地機構から本農地についての使用貸借の解除についての意見聴取依頼がありました。

つきましては、農業委員会の意見としまして、当該農地については耕作不便などの理由により今後とも担い手に利用権を設定することは困難であり、契約を解除することはやむを得ないものと判断すると回答したいと考えております。

なお、農業委員会と町が農地機構に意見の回答をした後、農地機構が県に解除に係る承認申請を行い、県の承認を受けることで解除をすることができます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけれども、本日、この管理事業の第20条につきましては、初めて事案が出ているというようなことも踏まえて、法的なことも含めて、本日、中間管理機構の宮武さんが同席しておりますので、内容に何か質問やご意見がありましたら、宮武さんのほうからのご回答をお願いしたいということで来ていただいておりますので、それを踏まえてご意見、ご質問があればよろしくお願ひしたいと思います。

はい、どうぞ。

推8番委員

具体的に耕作不便というのは、どういうふうにな不便なのですか。入り口とか、道とかですか。

議長

ご説明をお願いします。

農地機構宮武

回答させていただきます。

実は、今言いました●●字●●の●●番地の土地につきましては、袋地でありまして、田渡しで通行をしなければ機械が入れないというような土地でありまして、途中まで耕作をしておりましたが、地権者と耕作者との間で通行について、トラブルがありまして、それではもうトラクターが入れないから駄目だということで解約を申し入れたようです。

議長

今のでよろしいですか。ほかに何かございませんか。

8番委員

すみません。田渡しで機械が入ることなんですけど、その

田渡しで入る田んぼの人が耕作をやめるところの田を耕作してくれるような交渉はしたのですか。それはしてないのですか。

農地機構宮武 田渡しのことです。本来でしたらそこで通行許可みたいなものを取るのですが、昔の地権者と地権者の場合だったらそれは必要ないと思うのですが、中間管理で借手が農地機構になりますから、その時点で無理やったと思うのですが。ただ、入り口にある土地の所有者と奥にある土地の所有者との間で何らかのトラブルがあったと聞いております。

8番委員 そうですか。仲が悪いんですね。

13番委員 ちょっと聞きたいのですが、権利というのは、所有者は常に通っていたということだと、権利があるんじゃないんですか。そういったものは使えないんですか。

農地機構宮武 うちの本部の考え方としたら、今さっき委員さんが言ったように囲繞地通行権の話があると思うのですが。それについて、それを農地機構が持っているのですかと言われたら非常に苦しいところがあるので、それについてはとり合えず同意を全部取るということには今はなっています。

例えば、本来の奥の方が自分でやるとなったら、それも多分民法規定で、分かりませんが可能性はあるのだろうと思うのですが、うちが借りて、それからまた転貸をしていると。それなら、その人にあるのかと言われたときには、勉強不足もあり、怖いところもあるのかなというふうには感じてます。

13番委員 そうなるともうできないですね。

農地機構宮武 その田んぼはそこで大体4反か5反まとめてあるんです。それをまとめて作ってもええよという方もおいでたので、その辺を踏まえて話をずっとしてたのですが、会えないのと、それから、うんと言わないのと。会ったときには、うんと言うてくれるような感じはあるのですが、なかなか前に進まんということで、今回とうとうこういう話になりました。

8番委員 今後はどうするんですか、その田んぼは。耕作放棄地ですか。

農地機構宮武 そこについては、今現在、満濃池土地改良区の水路があって、その横に約1.3メートルの里道というか管理の敷地があるので、トラクターは苦しいかも分かりませんが、逆に言ったら、ハンマーナイフモアみたいなのでしたら、自走式が入って行けていたのです。所有者の方には、取りあえずそのところについては、俺は権利があると

いうのではなくて、すみませんが通らせてくださいと話をして、管理を今後はしてくださいということをお願いしております。

議長 はい。●●委員さん。

5番委員 これ、前から言われるんですけど、結局、囲繞地通行権の行使という背景になるんですよ。その場合、土地の所有者は隣接進入路における行使はできるのだけど、今の宮武さんの話ですと、賃借で借りたものはその権利はないということになると思うんですよ。だから、それで2人で今問題になっているのは、田渡しの水ですよ。水利関係も含まれていく。ということは、水の場合も、例えば上の田渡しで水入れる人の場合は、もし上の人が拒否したらどうなるんかという問題も生じてきてます。だから、通行と用水の水利関係がある。じゃあ、逆に水が入れられたら止められるのか。水路も水入れたら水利権がある。ここは非常に複雑な問題で、以前からあるということなんですけども。ただ、囲繞地通行権の行使というのは、国の法律でこれだけの通行の幅や面積を持ちなさいということは決められてないんです。通行することに対して許可をするということだけであって、例えばトラクターが入るから2メートル残していると、そうじゃないよ、歩くだけの作業道、そこらを国のほうも明確化されてないんですけど。だから、結局所有者がどこまで行使できるかという、借りた人は正直、第三者の場合はそれは全然もう権利がないという、宮武さん、今の判断ですよ、県内では。

農地機構宮武 民法的にそのところはきれいに出ていないから、その行使はできないやろうと。あくまでも、機構が預かった時というのは、同意を取りなさいというふうな指導を受けています。

議長 今、それぞれご意見が出たことについては、当然今後解決していかないかん問題があるかと思えます。それは、一農業委員会のところでは難しい話だと思いますので。

ほかにご意見はございませんか。

(なし の声あり)

議長 ここまでですけど、今回は、議案第2号の内容について、解約するという内容についての意見として承認というか、意見を聞くということになっておりますので、問題はないということよろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長 そういうことで、議案第2号につきましては問題ないということで

承認をしていただきたいと思います。

それでは、議案のほうは以上となりますけれども、続きましてその他について事務局よりご報告をいただきます。

事務局長

事務局より5点ご報告させていただきます。

1点目は相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は令和4年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について、4点目は耕作放棄地現地調査について、5点目は農業委員会の県外研修についてです。

事務局

【その他5点について事務局より説明】

事務局長

引き続き来月の予定についてご報告をさせていただきます。

10月の小委員会は19日火曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員は7番矢野委員、推進委員は7番村井委員にお願いしたいと思います。

定例会は、20日水曜日の午前9時から第1会議室で行います。署名委員は、13番西山委員、14番細川委員、4番三野委員のうち、2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

以上で本日の議案なり報告につきましては以上でございますけれども、閉会に当たりまして何かございましたらよろしくお願ひします。特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

冒頭に申し上げましたように、議案も少なかったこともありますけど、ご案内のとおりコロナのこと、また、台風が接近しておりますので、それぞれのところで準備もしないところもあります。特にほかになかったら、今月の定例会については閉めたいと思いますけれども、よろしいですか。

(なし の声あり)

議長

ありがとうございました。

これで9月の定例会を閉会させていただきたいと思います。

ありがとうございました。